

社会福祉法人紀三福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1：小学校就学前の子を養育する職員の看護休暇を取得しやすくする

<対策>

令和2年 4月～ 代表者会議にて各部署への周知を行う

令和2年10月～ 各部署の人員配置を見直し、子育て中の職員の実情を把握

目標2：シングルマザー向けのシェアハウス（社宅）の開設

<対策>

令和2年 4月～ 求職者や職員などに聞き取りを行い、ニーズを把握する

令和2年10月～ 適した土地や建物の調査

令和3年 4月～ 場所の選定、建設内容打ち合わせ

令和4年 4月～ 建設工事

令和4年10月～ 入居者募集

令和5年 4月～ 開設

目標3：子育てに必要な費用の補助を行う

<対策>

令和2年 4月～ 職員に聞き取りを行い、現状を把握

令和2年10月～ どの費用について、どのくらいの補助を行うか検討

令和3年 1月～ 規程を改定、職員周知

令和3年 4月～ 実施

目標4：年次有給休暇の取得日数の向上を図る。職員一人当たり年平均8日以上を目指す。

<対策>

令和2年 4月～ 前年度の現状把握、今年度の取得計画を各部署から提出

令和2年10月～ 現状分析

バースデー休暇、家族バースデー休暇、リフレッシュ休暇以外に有給を取得するよう全部署に通達

令和3年 4月～ 再度前年度の現状把握

以後分析を繰り返し、取得率を向上させる